（固定負債の範囲）

第五十一条　社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、繰延税金負債、引当金（第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。）及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

［条を削る。］

第五十一条の二　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の三　資産除去債務のうち、第四十八条の三に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の四　［略］

（繰延税金資産及び繰延税金負債の表示）

第五十四条　第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十一条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　　円）

	前事業年度 （平成　年　月　日）	当事業年度 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		
前払費用	×××	×××
［略］		
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
［略］		
繰延資産		
［略］		
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
［略］		
未払法人税等	×××	×××

（固定負債の範囲）

第五十一条　社債、長期借入金、関係会社からの長期借入金、引当金（第四十七条第四号に掲げる引当金を除く。）及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の二　繰延税金負債のうち第四十八条の二に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の三　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の三に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の四　資産除去債務のうち、第四十八条の四に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十一条の五　［同上］

（繰延税金資産及び繰延税金負債の表示）

第五十四条　第十七条第一項第十二号に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2　第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十一条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　　円）

	前事業年度 （平成　年　月　日）	当事業年度 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［同左］		
前払費用	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
［同左］		
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
［同左］		
繰延資産		
［同左］		
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
［同左］		
未払法人税等	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××